

令和2年3月

上天草市農業委員会会議録

令和2年3月10日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和2年3月10日

午前9時30分開会

上天草市役所・大矢野庁舎 2階庁議室

1. 議事日程

- 日程第1 開 会
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画(案)について
- 日程第7 議案第5号 非農地通知交付申請について
- 日程第8 報告第1号 利用権設定合意解約について
- 日程第9 報告第2号 上天草市農地賃借料情報について
- 日程第10 その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。(10名)

会長 西岡 光雄 職務代理者 蓮田 治住 2番 松岡 健二郎 3番 山口 勝喜
4番 水野 美奈子 5番 木嶋 たか子 6番 磯田 清俊 7番 岩崎 國重
9番 松本 光義 10番 森 和敏

(事務局)

局長 徳弘 恵吾 主事 塩田 有沙 主事 田島 伸吹 囑託 山下 久美

3. 本日の欠席委員は次のとおりである。(1名)

8番 源 義通

開 会 午前9時30分

1 開 会

事務局（徳弘）

おはようございます。ただいまから、令和2年3月上天草市農業委員会総会を開会いたします。本日、10名の委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えていますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

議長（西岡）

皆さん、おはようございます。

一同

（おはようございます）

議長（西岡）

本日は、3月の総会ということで、皆さん方、雨の中ではございますけれども、ご多忙の中にお集まりをいただきまして本当にありがとうございます。開会できませんことを厚く御礼を申し上げたいと思います。

私たち農業委員会も平成28年に農業委員会法が改正されまして、農業委員そして最適化推進委員という、2つの委員で構成をする農業委員会となったわけがございます。初めての経験で、暗中模索の中で、皆さん方とともに切磋琢磨しながら、そしてまた、事務局と一体となってこの農業委員会の運営に、活動に頑張っていたわけがございます。本当に月日が経つのは早いもので、もうあれから3年ということで、本日が最後の総会となったわけがございます。

本当に皆さん方には、新しい体制の中で3年間ご苦労いただきましたことに、心から感謝を申し上げたいと思います。

事務局のほうでも慣れない体制の中で、私たち農業委員会活動のためにご尽力をいただきましたことを、厚く御礼を申し上げたいと思います。

来期は新しい体制で農業委員会も発足をいたしますけれども、皆さん方とともに

に、お互いに力を合わせながら、心を合わせながら、事務局、そして農業委員、推進委員と、三位一体となって頑張っていけるような体制づくりをしていけたらと思うわけでございます。どうかきょうはひとつ、最後までよろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます、簡単ではございますけれども開会の挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 議事録署名委員の指名について

議長（西岡）

それでは、早速議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。3番、山口委員、4番、水野委員、よろしくお願いいたします。

4 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

それでは、議事に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について。1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第1号、番号1番です。議案は2ページになります。

1番の申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立地区字□□□△△△△△番△外1筆、地目は畑、合計2筆、合計面積377㎡です。申請場所は、図面1ページ①、詳細は2～3ページのとおりで、直線距離で○○○○から東の方向、約2.1キロのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が田852㎡、畑4,513㎡、合計5,365㎡、稼働力は3、農機具等は、耕運機2、草刈機1です。申請理由は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は自宅から車で5分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40アールを上回っており、問題ありません。申請人が自ら耕作するとのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、野菜を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないものと思われま。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたしま

す。

4 番（水野）

はい。きのうの現地確認お疲れさまでした。この案件ですけれども、先月もこの申請人は農地法3条売買を行っています。その続きということで、道沿い、変形している土地であり、今のところすぐには耕作はできませんけれども、一応草刈り指導をさせていただいて、後にはタマネギとかを耕作される予定であります。どうかよろしくお願いいたします。

議長（西岡）

はい。ただいま1番の説明が終わりましたがけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、2番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第1号、番号2番です。議案は同じく2ページになります。

2番の申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□△△△番、地目は畑、面積7,348㎡です。申請場所は、図面1ページ②、詳細は4～5ページのとおりで、直線距離で○○○○から北西の方向、約2キロのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が田2,300㎡、畑6,516㎡、合計8,816㎡、稼働力は2、農機具等は、トラクター1です。申請理由は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は自宅から車で2分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40アールを上回っており、問題ありません。申請人が自ら耕作することであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、キュウリやミニトマトを栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないものと思われま。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

6 番（磯田）

6番、磯田です。今回の申請人と譲渡人は親子でありまして、今まで野菜の専業農家として、ハウスも露地も作っておられました。特にミニトマト、キュウリ、タマネギが主な作物です。ひとかたまり7,000㎡あまりということですからかなり広い

ですが、荒れているところが少なく、草が生えているところは道路の畦畔になります。奥行き100メートルぐらいあります。今、夫婦でされているんですけども、ときには親戚の方がお手伝いとかあるそうです。若い夫婦これから先、頑張りたいということでしたので、よろしくご審議をお願いします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。

ただいま2番につきまして、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

続きまして、3番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第1号、番号3番です。議案は同じく2ページになります。

3番の申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中地区字□□□△△△△番、地目は田、面積543㎡です。申請場所は、図面1ページ③、詳細は6～7ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約1.1キロのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が田14,331㎡、畑19,117㎡、合計33,448㎡、稼動力は3、農機具等は、トラクター1、管理機1、動噴1、軽トラック2、コンバイン1、田植機1です。申請理由は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は自宅から車で5分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40アールを上回っており、問題ありません。申請人が自ら耕作するとのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、花卉を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないものと思われます。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（益田）

益田です。この場所は、今まで利用権設定を結んで、買受人は何年か作っておられます。近所に自宅のハウスが見えます。今度もまた利用権設定を結ぶと言ったら、買ってほしいという話で買うようにしたということです。よろしくをお願いします。

議長（西岡）

ただいま3番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ござい

ませんか。

(異議なし の声あり)

議長 (西岡)

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。
続きまして、4番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (田島)

はい。議案第1号、番号4番です。議案は同じく2ページになります。

4番の申請人は天草市の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町今泉地区字□□□△△△△番△外4筆、地目は田及び畑、合計5筆、合計面積775㎡です。申請場所は、図面1ページ④、詳細は8～9ページのとおりで、直線距離で○○○
○○から南南西の方向、約11.3キロのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が田4,925㎡、畑423㎡、合計5,348㎡、稼動力は1、農機具等は、トラクター1、田植機1、噴霧器1、草刈機1です。申請理由は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は実家から約500メートルであり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40アールを上回っており、問題ありません。申請人が自ら耕作することであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、ニンニクを栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないものと思われれます。説明は以上です。

議長 (西岡)

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員 (柳本)

推進委員の柳本が説明いたします。

事務局からの説明があったとおり、(画面上)青い牛のエサが生えているところが親戚の人が今までずっと作られていたところ。色が変わっている上が宅地に今度(※前回の総会で許可済)なっているんですけど、周辺の民家に対しても草の生え方とか、きのうの現地調査に行ったところ問題ないみたいです。また下の農地のほうはちょっと伸びてますけど、本人が草を刈って作るということで約束をしていますので、問題ないと思います。どうか審議のほうをよろしく願います。

議長 (西岡)

はい、ありがとうございました。

ただいま4番の説明が終わりましたが、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 (西岡)

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長 (西岡)

続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について、1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局 (田島)

はい。議案第2号、番号1番です。議案は4ページになります。

1番の申請人は、松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町合津地区字□□□△△△番△△△、地目は田、面積245㎡です。申請場所は、図面1ページ⑤、詳細は10～11ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約5キロのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅で、事業資金は建築費△△△△万△△△△円、雑費△△万円、合計△△△△万△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われま

す。続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地は申請人の所有する農地であるため、地区の排水同意書のみ確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は自然排水、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽で処理後、既設の水路へ排水するとのことです。被害防除については、造成工事の必要はなく、完成後も近傍農地への影響はほとんどないとのことです。説明は以上です。

議長 (西岡)

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

2番 (松岡)

はい。松岡が説明申し上げます。

ここの地目は田んぼであります。3年ほど友だちが野菜を作って返還をしたという状況です。49年前に襲いました7・6災害時に自宅の裏山が崩壊をしまして、その当時バタバタの中でここに裏の山の土を運んで埋めたという状況です。本当言えば形状変更届を提出しなければならなかったんですけど、バタバタの中で申請人の父が行ったことだろうと思います。そして今回、元の自宅の土地に家を建てようとしたら危険地帯で建設できないということで、今回この案件となりました。慎重審議よろしくお願ひします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。

ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について、1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第3号、番号1番です。議案は6ページになります。

1番の申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立地区字□□□△△△△△番△、地目は畑、面積302㎡です。申請場所は図面1ページ⑥、詳細は12～13ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から東南東の方向、約1.9キロのあたりに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅で、事業資金は建築費△△△△万円であり、資金計画では自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われま。権利の種類は使用貸借権の設定です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の集団的に存在する第1種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区の排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は既設の側溝へ流し、生活雑排水及び汚水は、合併浄化槽で処理後、側溝へ流すとのことです。被害防除については、土砂の流出等がないよう防止対策を採り、周辺地域に被害がおよばないようにするとのことです。また、工事完了後は、近隣農地への影響もほとんどないとのことです。

補足説明といたしまして、申請地は第1種農地と判断しており、第1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、不許可の例外である集落接続に該当することから、許可は可能と判断しております。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

4番（水野）

はい。申請人は現在両親と暮らしておりましたが、実家が、建物が老朽化しているので今、両親はその跡地に住宅を建設中です。それで、それを機会に家族がいま

すので、申請人も新しく住宅を建て、充実した生活が送れるようにということで今回申請をされております。どうかよろしく願いいたします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。

ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問はございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

続きまして、2番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第3号、番号2番です。議案は同じく6ページになります。

2番の申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中地区字□□△△△番△△、地目は畑、面積94㎡です。申請場所は図面1ページ⑦、詳細は14～15ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南西の方向、約1.5キロのあたりに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は物置の建設で、事業資金は土地購入費△△△万円、建築費△△△万△△△△円、合計△△△万△△△△円であり、資金計画では、自己資金の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われま

す。権利の種類は売買による所有権の移転です。
続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地はないため、地区の排水同意書のみ確認しています。給排水計画については、給水はなく、排水については、雨水は既設の側溝へ流し、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、土砂の流出等がないよう防止対策を取り、周辺地域に被害がおよばないようにすることです。また、工事完了後は、近隣に農地がないため、ほとんど影響はないとのこと。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

7番（岩崎）

昨日は現地確認お疲れさまでした。議案第3号の2番につきまして、7番、岩崎が説明いたします。

申請人は、地番△△△の△△の自宅でパソコン教室を営んでおられますが、生徒用の駐車場がないために自宅の古い建物を壊して駐車場にしたいが、取り壊すことで荷物の保管場所が不足するので、物置を建てたいとのこと申請がありました。物置ということでございますので、給排水の必要もなく、畑もですね、そこだけボ

ツンとあるだけで、ほかに迷惑のかかるようなことはないと思いますので、問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。

ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

続きまして、3番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第3号、番号3番です。議案は同じく6ページになります。

3番の申請人は、松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町今泉地区字□□□□△△△△番△△△、地目は田、面積99㎡です。申請場所は図面1ページ⑧、詳細は16～17ページのとおりで、直線距離で大矢野庁舎から南西の方向、約10.8キロのあたりに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は駐車場で、事業資金は、既に工事が完了しているためありません。権利の種類は土地の交換による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区の排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水はなく、排水については、雨水は自然排水、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、現状のまま利用するため近傍農地への影響はないとのことです。

補足説明といたしまして、申請地は既に工事が完了していたため、顛末書を提出していただいております。説明は以上です。

議長（西岡）

はい。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（柳本）

議案第3号の3番を柳本が説明いたします。

そこはもともと田んぼであってですね、申請人たち（※渡人と受人）の親が口約束をして替えたらしいです。今、県の自動車道ができているところはみんな今までは田んぼだったんですね。その中で交換をされているという話を聞きました。今、説明のとおり大分早くから埋め立てであったんですが、今は親たちも亡くなっているしやらないものだから、息子さんたちに署名はしてもらいました。始末書とかは済んでいると、説明がありました。スタンドを経営していらっしゃいますけど、

営業のほうに使うのではなくて、ローリーとか自分の自家用を停めるように使いますということですので、どうか審議のほうをよろしく願います。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。

ただいま3番の説明が終わりましたが、皆さん方、ご意見、ご質問はございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

続きまして、4番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第3号、番号4番です。議案は同じく6ページになります。

すみません、番号4番については、現時点では農振農用地ですけれども、申請段階で、総会までに農振除外が完了することによって申請のほうを受け付けていたんですけれども、本日、現在まだ農振の除外が完了していないということでしたので、来月の総会に延期をすることになりましたので、よろしく願います。

議長（西岡）

それでは、4番は来月の総会で審議ということでございますので、よろしく願います。

続きまして、5番、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第3号、番号5番です。議案は7ページになります。

5番の申請人は、宇土市浦田町の法人です。申請地の物件表示は、龍ヶ岳町大道地区字□□△△△△番△、地目は畑、面積392㎡です。申請場所は図面1ページ⑩、詳細は20～21ページのとおりで、直線距離で○○○○から南西の方向、約23.7キロのあたりに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は水道中継ポンプ場で、事業資金は、既に工事が完了しているためありません。権利の種類は売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地は譲渡人が所有する農地のため、地区の排水同意書のみ確認しています。給排水計画については、給水はなく、排水については、雨水は敷地内の側溝に流し、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、既に工事が完了しており、近傍農地で耕作中の農地もないことから、影響はほとんどないとのことです。

補足説明といたしまして、申請地は、既に工事が完了していたため始末書を提出

していただいております。説明は以上です。

議長（西岡）

はい。ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

10番（森）

はい。3号5番につきまして、席番10番の森が説明します。

これは水道施設として合併6年前に建てられておりまして、当時は貸借、借りて造られたそうですが、今度は売買ということになります。これは宇城の水道事業団として宇土、宇城、上天草、天草市、4市が連携されて企業団がつけられておりまして、球磨川から水を引いて、それを天草市の倉岳町のほうに送ると。向こうが水が非常に不自由しているということで、緊急事業みたいな形でこれが設置されております。周りに畑もなくして何ら問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。

ただいま5番の説明が終わりましたけれども、ご意見、ご質問はございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

議案第4号 農用地利用集積計画（案）について

議長（西岡）

続きまして、議案第4号農用地利用集積計画（案）について。農業経営基盤強化法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定するための審議を求めますということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。議案第4号農用地利用集積計画（案）、貸借権設定について説明します。

議案は8ページ～11ページになります。

今回の農用地利用集積計画は、再設定の計画が1件、新規設定の計画が5件となっております。

はじめに、議案9ページ、番号1番の再設定の計画は、内容については議案のとおりで、利用目的、借地設定期間及び支払方法等については、前回の集積計画から変更等はありませんでした。

次に、新規設定の計画について説明いたします。まず、議案の9ページ、番号2番、土地の所在、松島町内野河内字□□□□、地番△△△△番、登記簿地目は田1筆、面積は1,399㎡です。貸付人は松島町の個人の方です。借受人も松島町の個人の方です。利用目的は水田、支払いは10アール当たり△△キログラムの物納

です。設定期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。

続きまして、議案10ページ、番号3番、土地の所在、大矢野町上字□□、地番△△△△番、登記簿地目は畑1筆、面積は1,451㎡です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方です。利用目的は、普通畑、支払いは1筆当たり△万円です。設定期間は、令和2年3月15日から令和12年3月14日までの10年間です。

最後に、番号4番から番号6番については、同じ借受人からの申請で、利用目的、設定期間及び支払方法等が同一のため、共に説明します。

土地の所在は、3件とも大矢野町上で、1件目は字□□□□、地番△△△△番△、2件目は字□、地番△△△△番△、3件目は字□□、地番△△△△番△、登記簿地目は3筆とも畑、合計面積は2,388㎡です。貸付人は大矢野町の個人の方が2名で、市外の個人の方が1名です。借受人は大矢野町の個人の方です。利用目的は、3件とも普通畑、借賃は無償のためありません。設定期間は、令和2年3月15日から令和5年3月14日までの3年間です。利用権の設定をする人6名、利用権の設定を受ける人4名、利用権設定面積合計は7,190㎡となっております。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上になります。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま議案第4号の農用地利用集積計画（案）の説明がございましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、議案第4号につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

議案第5号 非農地通知交付申請について

議長（西岡）

続きまして、議案第5号非農地通知交付申請について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第5号、番号1番です。議案は13ページになります。

1番の申請人は、兵庫県姫路市の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□△△△△番外1筆、地目は畑、合計2筆、合計面積588㎡です。

今回の申請場所は図面の1ページ⑩、詳細は22～24ページのとおりで、直線距離で○○○○○から北西の方向、約2.1キロのあたりに位置しております。申請地については画面のとおりです。雑木が生い茂っており、非農地化はやむを得な

いものと考えます。

なお、申請までは道がなく、近くに行くことが困難でしたので、今回は事務局のみで現地確認を行っております。説明は以上です。

議長（西岡）

それでは、ただいま議案第5号につきまして、皆さん方、ご意見ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

報告第1号 利用権設定合意解約について

議長（西岡）

続きまして、報告第1号利用権設定合意解約について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。報告第1号について。農業経営基盤強化促進法の規定により、農用地利用集積計画の作成及び報告を行った貸借契約について、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので、報告いたします。

まず、議案の14ページ、番号1番です。解約する土地の所在、大矢野町上字□□、地番△△△△番、登記簿地目は畑、面積は1,451㎡です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方です。設定期間は、平成28年8月15日から令和3年8月14日までで、合意解約日は、令和2年1月28日です。解約理由は双方合意で、解約後、議案4号3番のとおり新たな貸借人へ貸し出されることとなります。

次に、番号2番となります。解約する土地の所在、大矢野町上字□□、地番△△△△番外1筆及び大矢野町上字□□、地番△△△△番△、登記簿地目は全て畑、合計面積は929㎡です。貸付人は市内の個人の方です。借受人は大矢野町の個人の方です。設定期間は、平成28年8月15日から令和3年8月14日で、合意解約日は、令和2年2月19日です。解約理由は双方合意となります。なお、解約した3筆のうち1筆は、議案第4号、番号6番のとおり、新たな貸借人へ貸し出されます。

次に、議案の14ページ、番号3番となります。解約する土地の所在、大矢野町中字□□□□、地番△△△△番、登記簿地目は田、面積は543㎡です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方です。設定期間は、令和2年3月1日から令和7年2月28日で、合意解約日は、令和2年2月19日です。

こちらの利用権設定については、1月総会にて承認を得たものになりますが、こちらの土地については、利用権設定ではなく3条申請の売買を行うことになったた

め、双方合意により解約となります。

最後に、議案の15ページ、番号4番になります。解約する土地の所在、松島町教良木字□□、地番△△△番△、登記簿地目は田、面積は3,584㎡です。貸付人は市外の個人の方です。借受人は松島町の法人の方です。設定期間は、平成30年1月1日から令和9年12月31日で、合意解約日は、令和元年10月1日です。この利用権設定については、中間管理事業として公社を通して利用権の設定を行っていましたが、今回双方合意により解約となりました。以上で報告を終わります。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま報告第1号の説明がございましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（なし の声あり）

議長（西岡）

何もご異議ございませんので、報告どおりといたします。

報告第2号 上天草市農地賃借料情報について

議長（西岡）

続きまして、報告第2号上天草市農地賃借料情報について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（徳弘）

お手元に、右上に報告第2号参考資料として四角く書いてある資料があります。これがですね、上と下2つ分かれておりまして、下のほうが農地賃借料情報ということになります。昨年まで「広報上天草」に、昨年1年間の農地の賃借料情報というのを掲載して、参考にしてくださいということでやっていたんですが、地域によってはその賃借等の件数が少なく、1件だけ出てくることがありました。近隣の天草2市1町、天草市、苓北町あたりも確認はしたんですけども、数年間の平均として情報を出しているところもありましたので、今回、平成27年1月から令和元年12月までに利用権設定の報告がなされた賃貸借における賃借料水準、10アール当たり、そして、その件数、平均値、最大値、最小値を、大矢野、松島、姫戸、龍ヶ岳ごとに掲載するという形にいたしました。

下にも※3つ書いておりますけれども、物納支給の場合は換算してますと。データ数が10件未満の地区は、数値がやっぱりそれでも偏っちゃうというのがあるので、表示をしていませんと。最終的な賃借料は、各々で話し合いの上決定してくださいという文言を添えた上で、広報誌に掲載しようということで広報のほうにもお願いをしております。

併せまして、上半分は総会の日程についても広報誌でお知らせをするということ

で、その2つの情報を掲載依頼をしているということになります。

以上、ご報告いたします。

議長（西岡）

ただいま事務局のほうから、報告第2号の説明がございましたけれども、皆さん方、ご質問ございませんか。

（なし の声あり）

議長（西岡）

何もないようでございますので、報告第2号につきましては、報告どおりといたします。

それでは、皆さん方のご協力をいただきまして、本日の総会の議事が全て終了いたしました。ご協力まことにありがとうございました。

続きまして、事務局のほうでその他ということで説明がございますので、よろしくお願いたします。

（テープ終了）

その他

（最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会）

閉会午前10時15分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和2年3月10日

上天草市農業委員会	会長	<u>西岡光雄</u>
上天草市農業委員会	委員	<u>山口勝喜</u>
上天草市農業委員会	委員	<u>水野美奈子</u>